入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6及び新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第8条の規定に基づ き公告します。

令和4年8月18日

新潟市長 中 原 八 一

1 入札に付する事項

| | T |
|---------------------|----------------------|
| (1)件 名 | 新潟市共通基盤システム令和4年度拡張機 |
| | 器用ソフトウェア等 |
| (2) 品質・規格・数量など | 仕様書のとおり |
| | 契約方式は、総価での入札とします。 |
| (3) 契約の条項を示す場所 | 新潟市財務部契約課 |
| (4)入札日時・場所 | 令和4年9月9日 午後1時30分 |
| | 新潟市役所本館2階 契約課入札室 |
| (5) 履行期限・履行場所 | 令和5年1月16日 |
| | 新潟市総務部情報システム課が指定する場 |
| | 所 |
| (6)入札保証金 | 新潟市契約規則第10条第2号により免除 |
| (7)入札を無効とする場合 | 新潟市契約規則第17条第1項の規定に該 |
| | 当するときは無効とし、入札者が談合その他 |
| | 不正な行為をしたと認められる場合はその |
| | 入札の全部を無効とします。 |
| (8)入札を中止とする場合 | 新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当 |
| | する場合は、入札を中止することがありま |
| | す。 |
| (9)談合情報等により公正な入札が行わ | 談合情報等により、公正な入札が行われない |
| れないおそれがあるときの措置 | おそれがあると認められるときは、入札期日 |
| | を延期し、または取りやめることがありま |
| | す 。 |
| (10) 契約保証金 | 新潟市契約規則第33条及び第34条の規 |
| | |

| | 定によります。 |
|-----------------------|---------|
| (11) 予定価格 | 公表しません。 |
| (12) 最低制限価格 | 設けません。 |
| (13) 契約締結について議会の議決を要す | 無 |
| るための仮契約 | |
| (14) その他特記事項 | |

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本社(店),支店又は営業所があり、かつ、当該本支店等が本市の競争入札参加資格者名簿(物品)に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件 に該当しない者

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合,次により申請してください。なお,入札参加申請 者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書(別記様式第2号) 2部
- (2) 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所本館2階

電話 025-226-2213

FAX 025-225-3500

- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和4年9月1日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時~午後5時(土・日・祝日 を除く)

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和4年8月26日
- (3) 提出先 3(2)に同じ
- (4) 提出方法 ファクシミリのみとします。

- (5) 回答日 令和4年8月31日まで
- (6) 回答方法 個別にファクシミリにて回答するほか、入札控室に掲示します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。 質疑書には、返信用ファクシミリ番号を記入してください。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (7) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし,落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は,落札決定 を取り消し,仮契約を締結していた場合は,本契約を締結しないものとします。

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 郵便番号 所在地 商号又は名称 代表者氏名 (押印不要) 担当者 (電話)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

| 公告年月日 | | 令和4年8月18日 |
|-------|---|------------------------------|
| 番 | 号 | 新潟市公告第436号 |
| 件 | 名 | 新潟市共通基盤システム令和4年度拡張機器用ソフトウェア等 |

質 疑 書

| | 年 | 月 | 日 |
|--------|---|---|--------|
| | | | |
| 住所 | | | |
| 商号又は名称 | | | |
| 代表者氏名 | | | |
| | | | (押印不要) |
| (担当者 | | |) |
| (ファクス | | |) |
| | | | |

- 1 番 号 新潟市公告第436号
- 2 件 名 新潟市共通基盤システム令和4年度拡張機器用ソフトウェア等

| 質 | 疑 | 事 | 項 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

令和4年8月 新潟市総務部情報システム課

目次

目次

| 1. | 調達の名称 | . 1 |
|----|--------------|-----|
| 2. | 納入場所 | . 1 |
| 3. | ソフトウェア等の納入期限 | . 1 |
| 4. | 契約形態及び支払い | . 1 |
| 5. | 調達の目的・概要 | . 1 |
| 6. | 調達の内容 | .2 |
| 7. | ソフトウェア等の仕様 | .3 |
| 8. | 成果物等 | .6 |
| 9. | その他特記事項 | .7 |

本書は、新潟市共通基盤システム(以下「本システム」という。)の令和4年度拡張にあたり、別途調達するハードウェア等で利用するソフトウェア等(以下「ソフトウェア等」という。)の調達等に関して、新潟市(以下「本市」という。)と受注者との契約履行に必要な事項を定めるものである。

1. 調達の名称

「新潟市共通基盤システム令和4年度拡張機器用ソフトウェア等一式」

2. 納入場所

新潟市総務部情報システム課が指定する場所

3. ソフトウェア等の納入期限

令和5年1月16日

4. 契約形態及び支払い

新潟市共通基盤システムを拡張する機器導入にあたり、別途調達するハードウェア (サーバ機、ネットワーク機器等の付属品を含む)において利用するソフトウェアを 調達するものである。

ソフトウェア等の購入費用(各種設定作業を含む)は、納入後に本市が履行検査を 行った後に支払い手続きを開始する。

調達したソフトウェア等は、本市が指定する設置場所に(以下「機器等設置場所」という。)搬入すること。

5. 調達の目的・概要

本システムは、平成29年8月より稼働しており、本市庁内システム(住民記録システムや財務会計システム等)向けにシステム統合基盤(サーバ仮想化)やシステム間連携基盤(データ連携)等の各種機能を提供している。

本業務は、住民記録システム、財務会計システム等の機器更新及び後期高齢者医療 保険料徴収管理システムの稼働に向け、本システム拡張に必要なソフトウェアについ て調達するものである。

本業務に関する関係者は、以下の表に示すとおり。

| 業務区分 | 業務受託者 | 契約期間等 |
|------------------|----------|------------------|
| 共通基盤システム構築業務 | 富士通Japan | 平成28年8月9日から |
| ※稼働後の平成 29 年度運用保 | 株式会社新潟支社 | 平成 30 年 3 月 31 日 |
| 守を含む | | |
| 共通基盤システム機器等賃貸 | 株式会社JECC | 令和4年4月1日から |

| 借及び保守業務 | | 令和5年3月31日まで |
|------------------|----------|---------------|
| 共通基盤システム平成 29 年度 | 富士通リース株式 | 平成30年3月1日から |
| 拡張機器等賃貸借及び保守業 | 会社新潟営業所 | 令和5年2月28日まで |
| 務 | | |
| 共通基盤システム平成30年度 | 富士通リース株式 | 平成30年12月1日から |
| 拡張機器等賃貸借及び保守業 | 会社新潟営業所 | 令和5年11月30日まで |
| 務 | | |
| 共通基盤システム選挙関係シ | 富士通リース株式 | 平成30年12月1日から |
| ステム用拡張機器等賃貸借及 | 会社新潟営業所 | 令和5年11月30日まで |
| び保守業務 | | |
| 共通基盤システム令和元年度 | 富士通リース株式 | 令和2年1月1日から |
| 拡張機器等賃貸借及び保守業 | 会社新潟営業所 | 令和6年12月31日まで |
| 務 | | |
| 共通基盤システム令和 2 年度 | 富士通リース株式 | 令和2年11月1日から |
| 拡張機器等賃貸借及び保守業 | 会社新潟営業所 | 令和7年10月31日まで |
| 務 | | |
| 共通基盤システム国保・年 | 富士通リース株式 | 令和3年3月1日から |
| 金・総務事務システム用拡張 | 会社新潟営業所 | 令和8年2月28日まで |
| 機器等賃貸借及び保守業務 | | |
| 共通基盤システム運用保守業 | 富士通Japan | 令和4年4月1日から |
| 務 | 株式会社新潟支社 | 令和5年3月31日まで |
| 共通基盤システム令和 3 年度 | 富士通リース株式 | 令和4年1月1日から |
| 拡張機器等賃貸借及び保守業 | 会社新潟営業所 | 令和8年12月31日まで |
| 務 | | |
| 共通基盤システムフェーズ 1 | 富士通Japan | 令和4年7月1日から |
| 機器更新業務 (予定) | 株式会社新潟支社 | 令和5年3月31日まで(予 |
| | | 定) |
| 共通基盤システムホスト廃止 | 富士通Japan | 令和4年4月1日から |
| に伴う連携機能追加業務 | 株式会社新潟支社 | 令和5年3月31日まで |
| 共通基盤システム令和 4 年度 | 未定(入札により | 令和4年12月28日まで |
| 拡張機器等調達 | 決定) | |
| 共通基盤システム令和 4 年度 | 未定(入札により | 令和4年12月28日まで |
| 拡張機器用業務パッケージ等 | 決定) | |
| 調達 | | |

6. 調達の内容

本調達の受注者は、下記の業務について、本市と協議・合意の上、実施すること。

(1) ソフトウェア等の購入

本仕様書「7. 調達機器等の仕様」に示す機器等の条件にかなったソフトウェアを選定し、本市が指定する場所に納入すること。

(2) ソフトウェア等の納入

調達した本調達機器等について、令和5年1月16日までに、納入場所へ納入し、 納入したことを本市へ証明すること。

- 事前に納入にかかる日程等の詳細について、契約締結後、本市と協議・調整すること。
- 納入にかかる費用は、受注者が負担すること。

(3) 設定作業

納入したソフトウェア等について、インストール及び設定作業は別途実施する ため、本調達の範囲には含めない。

(4) ソフトウェア等の保守について

受託者は、ソフトウェア等について、本市と受託者とで協議し、ルールを決定 した上で、別途保守契約を締結する予定とする。

なお、保守の仕様には少なくとも以下の文言を含むものとする。

「受託者は、本調達ソフトウェア等の故障に備え、交換部品等をシステム機器等設置場所に1時間以内に搬入できる保守拠点に確保する」

7. ソフトウェア等の仕様

調達するソフトウェアは、以下のとおりとする。受注者は、納入するソフトウェアの名称、型番、販売価格、提供価格を記した「納入機器等一覧表」を作成し、 契約締結後10日以内に本市に提出すること。

なお、納入するソフトウェアの変更(メーカの機種変更や仕様変更等のためその機器を納入することが不可能な場合)やその他の問題が発生した場合は、遅滞なく本市へ報告し、協議すること。

また、「表ソフトウェア一覧」に記載する数量は、本市が指定しているソフトウェアを導入する場合の個数である。受注者は、本書に基づき、必要なライセンスを納入すること。

| 項番 | ソフトウェア名 | 数量 | 備考 |
|-----|-------------|----|----|
| (ア) | 仮想環境管理ソフト | 一式 | |
| (イ) | 自動運転ツール | 一式 | |
| (ウ) | 監視エージェント | 一式 | |
| (工) | バックアップ管理ソフト | 一式 | |

【表1 ソフトウェア一覧】

(ア) 仮想環境管理ソフト

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

| 区分 | 諸元 | 備考 |
|---------------|------------------------------------|----|
| 利用サーバ等 | 仮想マシン×1 | |
| 指定ソフトウェア | 「VMware vCenter Server 7 Standard」 | |
| ライセンス | 「利用サーバ等」に記載する条件に基づ | |
| | き、必要ライセンス数を導入すること。 | |
| 仮想化環境やリソースの一元 | ・仮想マシンとESXiを含めた仮想化環境の | |
| 管理 | 一元管理ができること。CPU,メモリ,ス | |
| | トレージ,ネットワークなどのリソースの | |
| | 一元管理ができること。 | |
| その他 | 管理対象とする仮想化基盤サーバソフトウ | |
| | ェア(サーバ 7 台分を予定)については別 | |
| | 途調達する。 | |

(イ) 自動運転ツール

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

| 区分 | 諸元 | 備考 |
|----------|--|----|
| 利用サーバ等 | バックアップサーバ×2 | |
| 指定ソフトウェア | 「Systemwalker Operation Manager Standard | |
| | EditionV16 J | |
| ライセンス | 「利用サーバ等」に記載する条件に基づ | |
| | き、必要ライセンス数を導入すること。 | |
| 実行制御 | ・スケジュールを作成しジョブの自動運転 | |
| | ができること。 | |
| | ・GUI上でフロー定義のための制御部品を組 | |
| | み合わせて、簡易にジョブネットワークを | |
| | 作成できること。 | |
| | ・休日・祝日を指定した日にジョブネット | |
| | を起動しないように指定できること。 | |
| | ・実行予想時間との比較によるガントチャ | |
| | ート監視が可能であること。 | |
| | ・実行結果を色分けし、以上ジョブが一目 | |
| | でわかること。 | |
| 管理機能 | 複数のサーバで実行するジョブネットの | |
| | 状況を一つの監視画面で監視できること。 | |
| | ・ジョブが異常終了・強制終了した場合、 | |
| | 通知できること。 | |
| | ・ジョブが異常終了した場合に、リカバリ | |
| | 用ジョブにて自動復旧できること。 | |

(ウ) 監視エージェント

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

| 区分 | 諸元 | 備考 |
|----------|---|----|
| 利用サーバ等 | 業務用仮想化基盤サーバ×7 | |
| | バックアップサーバ×2 | |
| 指定ソフトウェア | Systemwalker Centric Manager Enterprise | |
| | Edition (エージェント用) | |
| | ServerView Suite | |
| ライセンス | 「利用サーバ等」に記載する条件に基づ | |
| | き、必要ライセンス数を導入すること。 | |
| 基本仕様 | ・CPU の使用率や仮想メモリ容量などをし | |
| | きい値による性能監視を行うことで、リソ | |
| | ース不足を検知できること。 | |

(エ) バックアップ管理ソフト

以下の仕様を満たすソフトウェアを選定すること。

| 区分 | 諸元 | 備考 |
|----------------|---|----|
| 利用サーバ等 | バックアップサーバ×2 | |
| 指定ソフトウェア | 「Arcserve Backup 18.0 for Windows」 | |
| | Arcserve Backup 18.0 for Windows Enterprise | |
| | Module | |
| | Arcserve Backup18.0 for Windows Tape | |
| | Library Option J | |
| ライセンス | 「利用サーバ等」に記載する条件に基づ | |
| | き、必要ライセンス数を導入すること。 | |
| GUI 操作 | ・GUI によりバックアップ操作が行えるこ | |
| | と。 | |
| | ・GUIにより、バックアップのスケジューリ | |
| | ングができること。また、ステータス管理 | |
| | できること。 | |
| ストレージ装置との連動 | ・ストレージのディスクを1次バックアップ | |
| | 先として指定できること。(Disk To Disk バッ | |
| | クアップ) | |
| LTOライブラリ装置との運動 | ・導入する LTO ライブラリ装置と連動した | |
| | バックアップが行えること。(LTO ライブラ | |
| | リ装置内のテープ交換、マウントが行える | |
| | こと。) | |
| | ・電源投入、切断時のジョブについて、起 | |
| | 動、切断のパターンを組み合わせて設定で | |
| | きること。 | |

ソフトウェア等仕様の補足事項

- 本体、その他全ての付属品は、中古品であってはならない。
- 本体、その他全ての付属品は、本市が指定する場所に納入すること。
- 導入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
- ソフトウェアの種類ごとに、インストール媒体とマニュアルを最低 1 セット用 意すること。なお、言語は日本語版を用意すること。
- 「Windows Server 2019 の CAL」は、本市が用意するため、本調達に含めない。

8. 成果物等

(1) 成果物

受注者は、以下の表に示す成果物について、Microsoft Office 製品又は PDF 形式で作成の上、CD-R 等に格納したものと紙面に印刷したもの 1 部を 1 セットにして納入すること。

なお、以下の表に示す成果物以外の成果物の作成が必要となった場合は、本市 と受注者とで協議し、あらかじめ成果物の名称及び内容、納入期日等を決定の上、 作成すること。

【表 2 成果物一覧】

| No. | 名 称 | 内容 | 納入期日 |
|-----|------------|---------------------|-----------|
| 1 | 納入予定ソフトウェア | 納入予定のソフトウェア等の名称、型番、 | 契約締結後 10 |
| | 等一覧表 | 販売価格、提供価格、保守費用を、一覧表 | 日以内まで。 |
| | | 形式で記述した文書。 | |
| 2 | 納入証明書 | ソフトウェア等について、本市が定める場 | 本調達機器等の |
| | | 所へ納入したことを証明する文書。 | 納入後 10 日以 |
| | | | 内まで。 |
| 3 | 事故等報告書 | 本調達に支障が生じるおそれがある事故が | 事故発生後3日 |
| | | 発生した際の、詳細な報告、及び事故後の | 以内 |
| | | 方針案を記述した文書。 | |

(2) 著作権の取り扱い

「契約書」の記載による。

(3) 検査方法

「契約書」の記載による。

(4) 契約不適合責任

「契約書」の記載による。

9. その他特記事項

(1) 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分理解すること。

なお、本システムに関連する規則類は、本市のホームページ (https://www.city.niigata.lg.jp/) の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

(2) 機密性の厳守

受託者は、本市の最重要情報を取り扱う責任を自覚し、情報セキュリティの三原 則(機密性・完全性・可用性)を十分に理解しなければならない。

特に成果物の作成や本市の情報資産を扱う作業、本市庁舎内で作業を行う際は、 本市が定めるセキュリティポリシーと同水準以上で作業を行うこと。

また、受託者は、「新潟市個人情報保護条例」を遵守するとともに、個人の権利及 び利益を侵害してはならず、本件業務の履行により知り得た本業務及び関連する業 務の内容を、一切第三者に漏らしてはならない。

(3) 関係する事業者等との調整

本調達ソフトウェア等を使用する機器等は別途調達を予定しているため、必要に応じて調整を行うこと。連絡先等は別途新潟市が提示する。

(4) 現地作業

受託者は、本市庁舎及び本システム設置予定場所(以下「現地」という。)に入館する場合、あらかじめ本市の承認を得ること。

- 本市庁舎内は、あらかじめ警備員室に備える「作業従事者名簿」を提出するか、作業の実施ごとに実施2日前までに「作業員名簿届」を提出しなければ入館することができない。
- システム設置予定場所は、作業の2日前までに「入館申請書」を提出しなければ入館できない。ただし、緊急時の場合は、本市へ連絡すること。
- 公共の場であることを弁え、言動や身だしなみに注意し、節度を守ること。
- 入館・退館の手続きや施設利用条件は、あらかじめ本市に確認し、本市の指示に従うこと。
- 受託者は、現地で作業する場合、受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

(5) 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに本市と受注者とで協議を行うこと。

(6) 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受注者の業務内容について、本市は下記の基準により評価し、記録を保存するものとする。

なお、受注者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。 また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

【表3業務評価基準】

| 評価ランク | 評価基準 |
|-------|--------------------------------|
| A | 成果物の品質、納入等で仕様を超える成果があった。 |
| В | 通常の指示により仕様どおりの成果を得た。 |
| С | 仕様書のほかに口頭の指示等により仕様どおりの成果を得た。 |
| D | 担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を |
| | 得た。 |
| E | 仕様を達成できなかった (契約解除等)。 |